

<規制対象とならない土石の堆積>

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可申請や届出は不要です。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

<窪地の取り扱い>

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、嵩上げを行った後の平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。(図 1-18 の事例①左の図参照)

ただし、四方の土地より高く盛土をする場合は、一定の規模を超えると許可・届出の対象となります。(図 1-18 の事例①右の図参照)

また、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります。

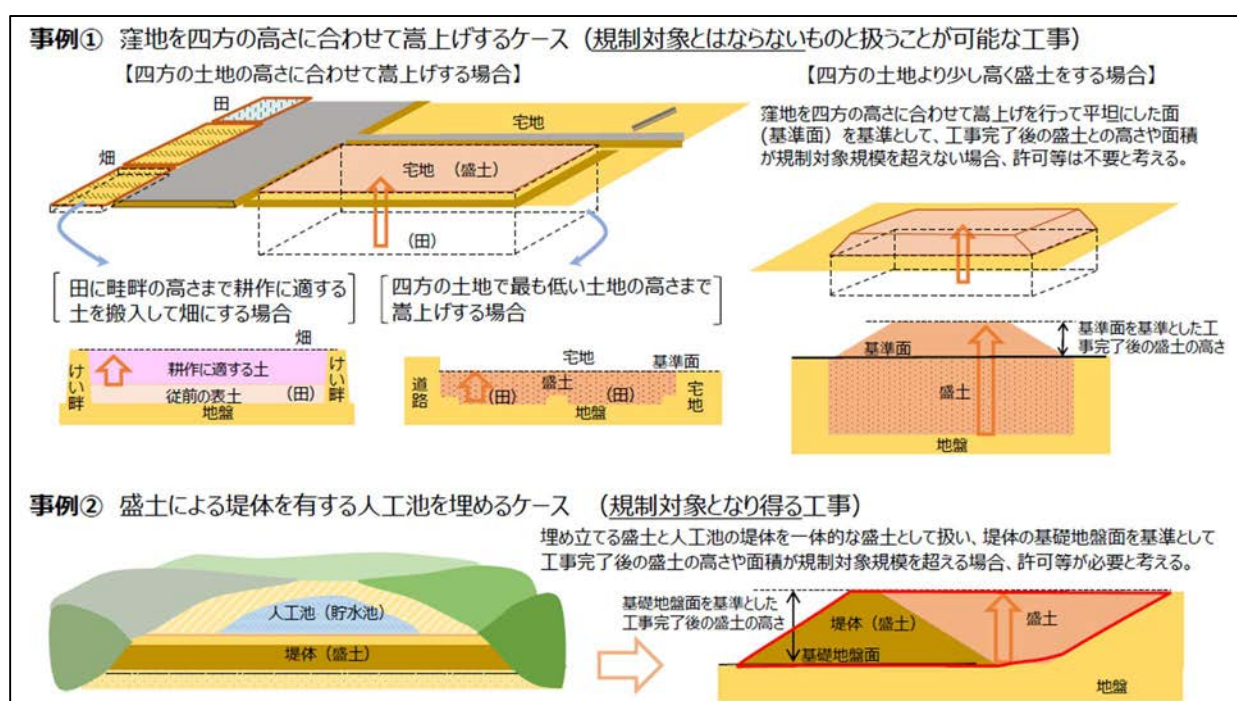


図 1-18 窪地の取り扱い

1-5 許可の特例【法第15条、第27条第5項、第34条】

1-5-1 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の取扱い

国又は県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。上記以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

なお、次の①から⑨の団体は、国等とみなされています。

① 住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ④ 独立行政法人国立高等専門学校機構 ⑤ 独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構) ⑥ 日本下水道事業団 ⑦ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑧ 独立行政法人水資源機構 ⑨ 国立研究開発法人森林研究・整備機構

原則として、許可申請における審査と同様に内容を確認し回答します。詳細は、「手引き第2章 2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き」をご参照ください。

1-5-2 都市計画法の開発許可の取扱い

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は、盛土規制法の規制対象工事規模でもある場合、盛土規制法による許可を受けたものとみなします。このことにより、盛土規制法への許可申請は不要となります。

同様に、特盛区域において届出が必要な工事についても、都市計画法に基づく開発許可申請を行った際に、盛土規制法における届出をしたものとみなされます。

そのほか、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされます。※令和8年4月1日以降に開発許可されたものに限る。

ただし、本市では令和8年4月1日から盛土規制法における規制を開始するため、それ以前に開発許可を受けた工事は許可みなしとはなりませんので、規模拡大の計画変更をする際などは盛土規制法における許可を要する場合があります。

<盛土規制法に基づき必要となる措置>

都市計画法の開発許可により盛土規制法の許可とみなされる場合、盛土規制法の許可申請における住民への周知は不要となりますが、以下に示す盛土規制法に基づく措置が必要となる場合があります。

- ・標識の掲示（全ての工事が対象） 【手引き第2章2-1-6 標識の掲出】
- ・定期の報告（一定規模以上の工事が対象） 【手引き第2章2-1-8 定期報告】
- ・中間検査（該当する工事のみ対象） 【手引き第2章2-1-9 中間検査】
- ・盛土規制法の技術基準への適合（盛土規制法の許可対象工事のみ対象）
- ・設計者の資格が必要な工事（該当する工事のみ対象） 【手引き第3章3-6 設計者の資格が必要な工事】

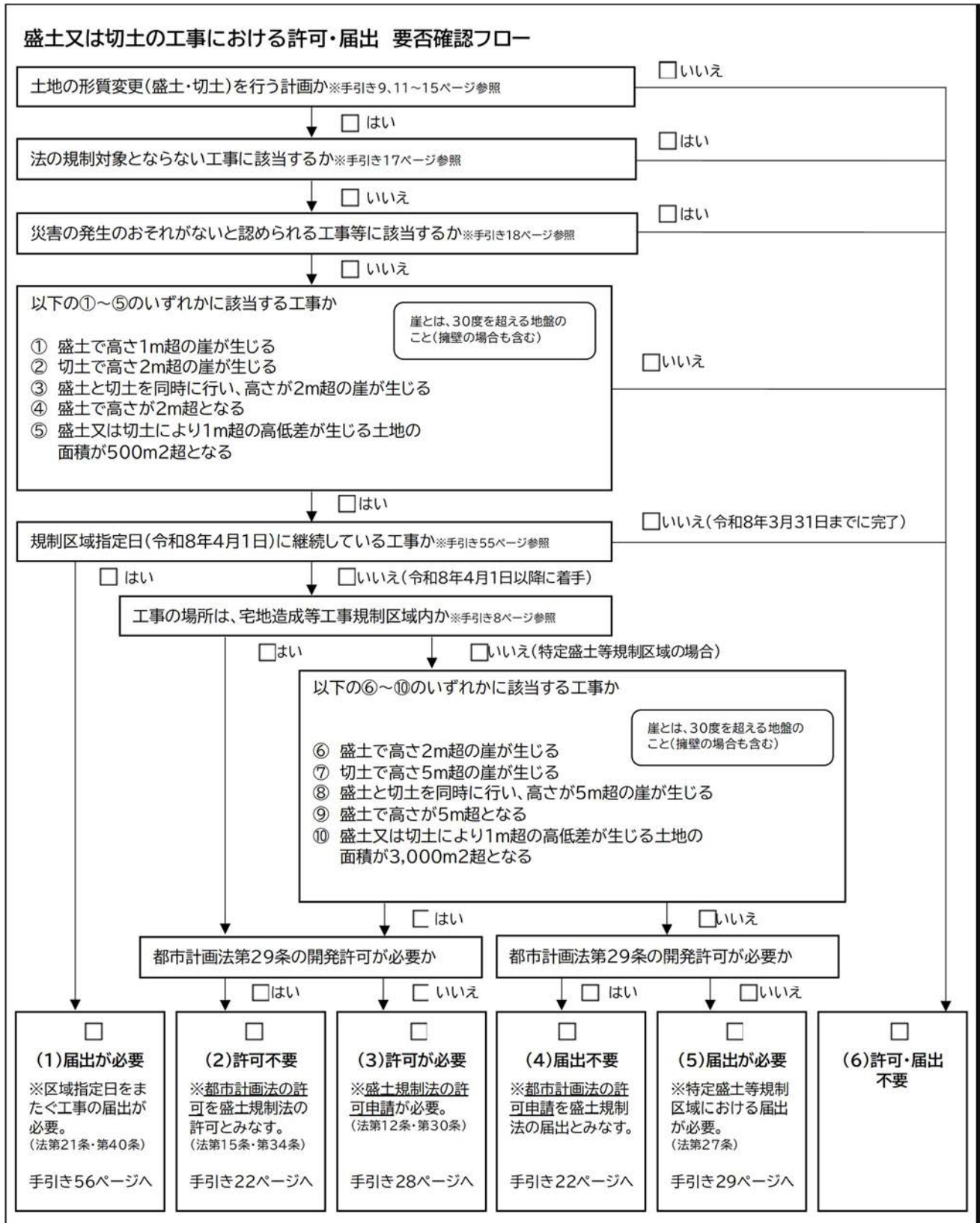
表 1-7 みなし許可の場合の盛土規制法の適用事項

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	第11条・第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第12条・第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	適用	都市計画法33条1項7号により引用（参考参照）
許可証の交付又は不許可の通知	第14条・第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	適用	
定期の報告	第19条・第38条	適用	
監督処分	第20条・第39条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	

1-6 許可・届出要否の確認フロー

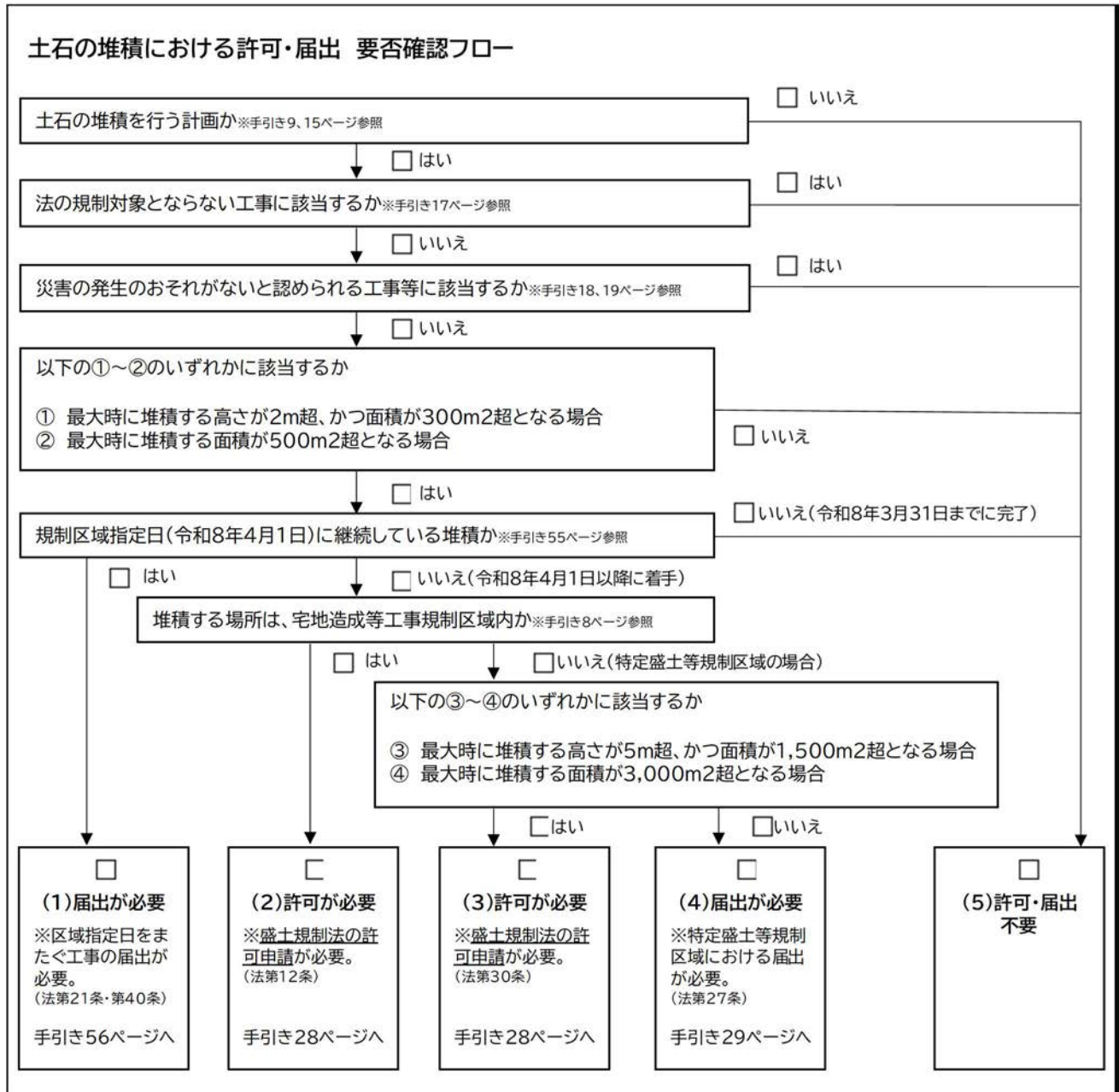
1-6-1 盛土又は切土の工事における許可・届出 要否確認フロー

盛土又は切土を行う工事における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。
土石の堆積については、次ページをご参照ください。



1-6-2 土石の堆積における許可・届出 要否確認フロー

土石の堆積における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。



1-7 土地の保全義務【法第22条、第23条、第41条、第42条】

土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関し、盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

第2章 手続編

2-1 手続きの一覧	27
2-1-1 事前相談	28
2-1-2 許可(変更許可)申請【法第12条、第16条、30条、第35条】	28
2-1-3 届出(変更届出)【法第27条、第28条】	29
2-1-4 その他の届出【法第21条】	30
2-1-5 軽微な変更【法第16条2項、第35条2項】	30
2-1-6 標識の掲示【法第49条】	31
2-1-7 工事の着手届	32
2-1-8 定期報告【法第19条、第38条】	33
2-1-9 中間検査【法第18条、第37条】	34
2-1-10 完了検査等【法第17条、第36条】	35
2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第7条】	36
2-1-12 地位の承継	36
2-1-13 適合証明	36
2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第15条第1項、第34条第1項】	37
2-2 許可又は届出に必要な書類等	38
2-3 窓口及び書類提出先	44
2-4 標準処理期間	45
2-5 申請手数料	46
2-6 代理申請を行う場合	47
2-7 許可・届出情報の公表	47

2-1 手続きの一覧

本市における盛土規制法の手続きは以下のとおりです。

表2-1 手続き一覧

時期	事項	内容	手続き 時期	対象 ※略表記:法第12条第1項→12①							参照	備考	
				許可 12① 30①	協議 (国等) 15① 34①	みなし 許可 15② 34②	特盛届出 27	その他の届出				手数料	電子 申請
								既存工事 21① 40①	擁壁等 21③ 40③	土地転用 21④ 40④			
工事 着手前	許可	盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●							2-1-2	●	
	協議	国等が行う場合の協議	工事着手前		●						2-1-14		●
	届出	特盛区域での盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の届出	工事着手 30日前まで				●				2-1-3		●
着手時	標識掲示	見やすい場所に標識を掲示	工事着手前	●	●	●	●				2-1-6		
工事 着手後	着手届		工事着手した場合の届出	着手後速やかに	●						2-1-7		●
	変更手 続き	変更許可	許可に係る計画を変更しようとする場合の許可申請	変更に係る 工事の着手前	●						2-1-2	●	
		軽微な 変更	名称変更等の軽微な変更届出	軽微な変更をしたとき	●						2-1-5		●
		変更協議	協議に係る計画を変更しようとする場合の協議	変更に係る 工事の着手前		●					2-1-14		●
		届出の 変更	届出に係る計画を変更しようとする場合の変更届出	変更に係る 工事の着手前				●	●		2-1-3 2-1-4		●
	中間検査		法第12条・30条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査申請	特定工程に係る工事を 終えた日から4日以内	●	●	●				2-1-9	●	
	定期報告		法第12条・30条許可を受けた場合、3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日から3 か月ごとの月末まで	●	●	●				2-1-8		●
	工事の廃止・一時中止届		許可・届出に係る計画を廃止、休止する場合の届出	速やかに	●	●		●			2-1-11		●
工事 完了後	完了手 続き	完了検査申請	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から 4日以内	●	●					2-1-10	許可に 含む	
		確認申請	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から 4日以内	●	●					2-1-10	許可に 含む	
その他の 届出	既存工事の届出		規制区域指定日以降も継続している工事の届出	令和8年4月22日まで					●		2-1-4		●
	擁壁等に関する工事の届出		擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の14日前まで					●		2-1-4		●
	公共施設用地の転用の届出		公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から14日以内						●	2-1-4		●

2-1-1 事前相談

事前相談は許可申請や届出において必須ではありませんが、手続きを円滑に進めていただくため、手続きの要否や手続き内容について、事前相談を受け付けます。

(相談方法)

原則としてオンラインで対応します。相談方法は本市のホームページで「盛土規制法の運用開始」と検索してください。

窓口での相談も受け付けますが、混雑が予想されるため、事前に電話で予約をお願いします。

※予約されている方を優先しますので、予約されない場合は長時間お待ちいただく可能性があります。

(提出資料)

説明に必要な資料(図面・写真等)

2-1-2 許可(変更許可)申請【法第12条、第16条、第30条、第35条】

規制区域内において行う盛土又は切土や土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。

許可(変更許可)申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

※申請書の提出は2部(正・副)です。開発許可申請書の部数とは異なるので、ご注意ください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合:【省令様式第二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書】

土石の堆積の場合:【省令様式第四 土石の堆積に関する工事の許可申請書】

添付書類:【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(手数料)

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(変更許可について)

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合:【省令様式第七 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書】

土石の堆積の場合:【省令様式第八 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書】

添付書類:【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(手数料)

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(許可又は不許可の通知)【法第14条、第33条】

盛土規制法に基づく許可が必要な工事は、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。

許可に当たり、災害防止のために必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

2-1-3 届出(変更届出)【法第27条、第28条】

特盛区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可手続きが不要なもののうち一定規模を超えるものは、当該工事に着手する30日前までに届出が必要です。

届出(変更届出)は、所定の様式に必要書類等を添付したものを提出してください。

(届出の変更)

届出の内容を変更しようとする場合は、変更の届出を提出してください。

なお、変更により許可対象規模に該当することになる場合は、変更に係る工事に着手する前に、前項2-1-2の許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合 :【省令様式第十九 特定盛土等に関する工事の届出書】
盛土又は切土の変更の場合 :【省令様式第二十一 特定盛土等に関する工事の変更届出書】
土石の堆積の場合 :【省令様式第二十 土石の堆積に関する工事の届出書】
土石の堆積の変更の場合 :【省令様式第二十二 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

添付書類 :【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】

(電子申請)

この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)

2-1-4 その他の届出【法第21条、第40条】

前項の特盛区域における届出以外に、表2-2に示す届出が規定されています。規制区域の種類を問わず、対象となる工事を行う場合に届出が必要です。遅滞なく提出するようにお願いします。

規制区域指定の際に行っている工事については、【手引き第4章 その他 4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出】に詳しく記載していますので、そちらをご参照ください。

表2-2 その他の届出

対象となる工事等	要件	届出期限
規制区域指定の際に行っている工事	許可又は届出を要する規模を超えるもの	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

(提出書類)

○規制区域指定の際に行っている工事

盛土又は切土の場合：【省令様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合：【様式第10号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合：【様式第11号 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

○土石の堆積の場合：【省令様式第十七 擁壁等に関する工事の届出書】

○公共施設用地の転用：【省令様式第十八 公共施設用地の転用の届出書】

(電子申請)

この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)

2-1-5 軽微な変更【法第16条2項、第35条2項】

許可を受けた場合で、当該許可を受けた宅地造成等に関する工事について、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、届出を行ってください。軽微な変更該当する行為は、次のとおりです。

①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

※相続人その他の一般承継人が、当該許可に基づく地位を継承する場合は、該当します。

②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※土石の堆積に関する工事については、工事予定期間を短縮するものに限りです。

※開発許可による「みなし許可」の場合で、軽微な変更届出(都市計画法第35条3項)は、盛土規制法第16条1項・第35条第1項に基づく変更の許可、同条2項の届出又は法第28条第1項の届出とみなされますので、改めて法の手続きを行う必要はありません

(提出書類)

【様式第3号 工事の軽微な変更届出書】

(電子申請)

この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)